

## 熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱

### (目的)

第1 この要綱は、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を推進するため漁業協同組合等の系統機関の行う漁業者等に対する長期かつ低利の施設資金等（漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。））の融通を円滑にするため、県が行う利子補給等の措置について規定することを目的とする。

### (借受資格者)

第2 この要綱において、融資を受けることができる者（以下「借受者」という。）は次の漁業者等とする。

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの及び養殖を営む法人。
- (4) 水産加工業を営む個人
- (5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- (6) 漁業協同組合
- (7) 漁業協同組合連合会
- (8) 水産加工業協同組合
- (9) (2)、(3)及び(5)から(8)までに掲げる者のほか、(1)から(8)に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）第1条で定めるもの

### (融資機関)

第3 この要綱において「融資機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条1項第3号の事業を行う漁業協同組合（以下「漁協」という。）
- (2) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合（以下「水産加工協」という。）
- (3) 農林中央金庫熊本支店（以下「金庫」という。）

### (貸付条件)

第4 この要綱において融資機関が、借受資格者に対し、貸し付ける資金の種類、償還

期限、据置期間及び貸付限度額は次の表のとおりとし、貸付利率については、漁業近代化資金融通法施行規定第7条に定める利率とする。

ただし、同表の第1号資金から第4号資金まで、又は第7号に掲げる資金の2以上の種類のもの（その利率が同一であるものに限る。）を同時に貸し付ける場合におけるその貸付金に係る償還期限及び据置期間は、その貸付金の種類のうち同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期限及び期間とする。

(1) 資金の種類、償還期限及び据置期間

区分	資金の種類	償還期限	据置期間
第1号資金	総トン数が、130トン（特別の理由がある場合において、農林水産大臣が、漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき130トンを超える総トン数を定めたときは、その総トン数とする。以下同じ。）未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が130トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	20年 （漁船の改造に必要な資金であって、船体以外の部分のみに係るものにあつては、10年）	3年以内
第2号資金	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造もしくは取得に必要なもの又は次号もしくは第4号に掲げるものを除く。）	15年 （法第2条第1項第6号から第9号までに掲げるもの（以下「漁業協同組合等」という。）に貸し付けられるものにあつては、20年）	3年以内
第3号資金	漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調整供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産、経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金	7年 （漁業協同組合等に貸し付けられるものにあつては、10年）	2年以内
第4号資金	漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割式養殖施設の取得に必要な資金	5年（定置網（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業に係るものに限る。）の取得に必要な資金にあつては、10年）	2年以内

第5号資金	<p>育成期間が通常1年以上であるあかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに  (以下、「指定水産物」という。)のうち、  (ア) 養殖に係るものについては、上記指定水産物のうち、とこぶし、はまぐり及びわたりがにを除くものの種苗の購入又は育成に必要な資金  (イ) 増殖に係るものについては、上記指定水産物のうち、あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい、又はわたりがにの種苗の購入又は育成に必要な資金</p>	5年	2年以内 (農林水産大臣が指定するものにあつては、3年)
第6号資金	<p>漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道、廃棄物処理施設の改良造成又は取得に必要な資金</p>	5年以上20年以内で農林水産大臣が指定する期間	3年以内
第7号資金	<p>漁場改良造成施設、漁協等が共同利用に供する船舶、水産物の処理加工に伴って生ずる公害防止のために必要な施設、海浜等環境活用施設、漁村給排水施設、特定の漁家住宅の改良造成又は取得に必要な資金及び漁業経営又は水産加工業経営の転換等に必要な資金</p>	5年以上15年以内で農林水産大臣が指定する期間	2年又は3年のいずれかの期間で農林水産大臣が指定する期間

(2) 貸付限度額

	借 受 者	貸付限度額
共同利用 施設等	漁協（生産組合を除く。）、漁連	12億
個人施設 等	20トン以上の漁船漁業を営むもので、漁船資金を借り受けるもの。	3億6千万円
	養殖を営む法人（生産組合を含む。）又は団体であって養殖施設資金又は指定水産動植物の育成資金（種苗購入を含む。）借り受けるもの。	3億6千万円
	漁業（20トン未満漁船使用）、養殖業、水産加工業のいずれか二以上を併せ営むもので、20トン未満の漁船資金、漁業施設資金、養殖施設資金、指定水産動植物の育成資金（種苗購入を含む。）又は水産物加工施設の造成・改良資金を借り受けるもの。	3億6千万円
	漁船漁業者で20トン未満の漁船資金、漁業施設資金を借り受けるもの、養殖を営む個人で養殖施設資金、指定水産動植物の育成資金（種苗購入を含む。）を借り受けるもの及び水産加工業を営む個人及び法人で、水産物加工施設の造成・改良資金を借り受けるもの。	9千万円
	その他の漁業を営む個人	1千8百万円

(注) 貸付限度額とは、既借受残高との合計額をいう。

(3) 貸付限度額の超過

(2) の額にかかわらず、以下の理由がある場合において、県の区域を超える区域を地区とする漁協等については農林水産大臣、それ以外の者については知事が承認したときは、その承認した額を貸付限度額とする。

ア) 当該資金を借り入れる漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであること。

イ) 当該資金が、当該漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に特に資すると認められる①漁船の改造、建造又は取得②施設の改良、造成又は取得③水産動植物の種苗の購入又は育成④その他の取組に必要な資金であること。

（融資率）

第5 融資率は当該施設資金による施設の改良、造成又は取得に要する経費の額の100分の80以内（知事が特に必要と認めた場合を除く。）とする。ただし、資金を借り入れようとする漁業者等の自己資金の状況等から、融資率が100分の80を超える資金の貸付けが必要であって、以下の（1）から（3）のいずれかに該当すると知事が認める場合には、100分の100以内の融資率としても差し支えない。

- （1）当該融資に係る事業規模が当該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確保されていること。
- （2）浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン等の事業に取り組む漁業者若しくは漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）に基づき漁業経営改善計画を策定し、農林水産大臣又は都道府県知事から認定を受けた漁業者（認定漁業者）であること。
- （3）大雨、台風、地震等の自然災害からの早急な復旧が必要であること。

第6 融資機関から融資を受ける場合の借入手続きは次のとおりとする。

（1）漁業協同組合（又は水産加工業協同組合）から借り入れる場合

ア）借入希望者は、「漁業近代化資金借入申込書」（別記第1号様式-1～4）以下（「借入申込書」という。）を5部作成のうえ、1部を控えとし、正1部、副3部を漁業協同組合、又は水産加工業協同組合（以下「組合」という。）へ提出する。

なお、債務保証を必要とする場合は、熊本県漁業信用基金協会（以下「協会」という。）あての「債務保証委託書」（協会の定款及び業務方法書の規定による）1通（借入申込書の写しを添付）を併せて提出する。

イ）組合は、借入申込書の内容を審査のうえ、必要がある場合は、市町村その他関係機関（水産研究センター、水産業改良普及員等）と協議して、事業に対する意見（別紙様式第2号）を徴し、「漁業近代化資金利子補給承認申請書」（別記第3号様式）、以下「申請書」という。）を3部作成のうえ、その正副各1部に「借入申込書」（副）及び前記「市町村等の意見書」の（写）各2部を添付し、熊本県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）経由のうえ、知事に提出するとともに、債務保証を必要とする場合は、借入希望者から提出された「債務保証委託書」に組合の意見を付した「債務保証協議書」1通を添付して協会に送付する。

なお、組合の自己資金で貸付けができない場合は、借入申込書によって、農林中央金庫（以下「金庫」という。）とその原資供給について協議し、原資供給を受けるにあたり協会の保証を必要とする場合は、「債務保証委託書」1通（借入申込書の写しを添付）に金庫の意見を付した「債務保証協議書」を添付のうえ協会に提出する。

ウ）県漁連は、各組合の申請書類を取りまとめ、金庫（原資供給）及び協会（債務

保証)の意見を徴し不備書類の指導整備を行って、「申請書」(正)に「借入申込書」(副)及び市町村その他関係機関、金庫等の意見書、各1部を添付して知事に提出する。

- エ) 知事は、内容を審査のうえ、利子補給の諾否を行い、すみやかに当該組合あて通知するとともに、金庫(原資供給を行う場合)、協会(債務保証付きの場合)県漁連及び必要ある場合は市町村等関係機関に対しその旨(承諾する場合は別記第4号様式の利子補給承認書により)通知する。
- オ) 組合は、これらの決定に基づき、貸付決定を行い、借入申込者に通知する。

(2) 農林中金から直接借り入れる場合(共同利用施設(育成資金を含む。以下同じ。)及び法人施設等の場合)

- ア) 借入希望者は、借入申込書(別記第1号様式-1~4)正1部、副1部を金庫に提出するが、借入資金の種類が共同利用施設資金の場合は、県漁連を経由(借入申込書を1部追加)して提出する。なお、債務保証を必要とする場合は、協会あて債務保証委託書を協会の定款及び業務方法書の定めるところにより1通(借入申込書の写しを添付)を提出する。
- イ) 金庫は内容を審査のうえ、必要がある場合は、市町村その他関係機関又は組合長(借入者が組合又は連合会の場合を除く。)の意見(別記第2号様式)を徴し申請書(別記第3号様式)を3部作成して、これに借入申込書(副)と前記意見書(写)各1通を添付して、知事に提出するとともに、債務保証を必要とする場合は、債務保証委託書に意見を付した債務保証協議書1通を添付して協会に送付する。
- ウ) 知事は、内容を審査のうえ、利子補給の諾否の決定を行い、すみやかに金庫及び必要によっては県漁連、市町村長等関係機関にその旨(承諾の場合は別記第4号様式の利子補給承認書により)通知するとともに、債務保証付き融資については、協会に対し併せて通知する。
- エ) 金庫は、これらの決定に基づき、貸付決定を行い、共同利用施設資金については漁連経由その他は直接借入申込者に通知する。

(利子補給契約)

第7 利子補給についての契約は、熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱に定めるところにより知事が当該融資機関との間に締結し、別に定める漁業近代化資金利子補給契約書によって行うものとする。

(借用証書の提出)

第8 貸付決定を受けた借入者がこの要綱による資金を借り受けようとするときは、融資機関の指定する日までに別記第5号様式による漁業近代化資金借用証書(以下「借用証書」という。)を提出しなければならない。

(貸付報告等)

第9 融資機関は、借用証書を審査のうえ、適当と思われるときは貸付けを実行し、遅滞なく、その旨を別記第6号様式による貸付実行報告書により、知事及び協会（債務保証付融資の場合）に県漁連経由（金庫直貸の共同利用以外を除く。）のうえ報告するものとする。

第10 融資機関が貸付金を貸し出すに当たっては、貸付金の使途等を考慮し、別に定める漁業近代化資金経理要領に基づき、原則として3か月以内に貸出しを行うものとする。

（事業完了報告）

第11 当該貸付金に係る事業は、貸付けを受けて（貸付実行日）から3か月（共同利用施設は6か月）以内に完了することとし、借入者は、事業完了後直ちに別記第7号様式による漁業近代化資金事業完了届を融資機関に提出し、融資機関は10日以内に別記第8号様式による漁業近代化資金事業完了報告書を正副3部（原資供給を受けていない場合は副2部）作成、1部を控えとし、県漁連経由（金庫直貸の共同利用以外を除く。）正1部を知事へ副1部を金庫（原資供給の場合）へ提出するものとする。

第12 借入者は、この要綱に定める期間内に当該事業が完了しない場合には、あらかじめ別記第9号様式による漁業近代化資金事業完了延期願を、県漁連経由（金庫直貸の共同利用以外を除く。）知事に提出して承認を得なければならない。

第13 当該事業に係る事業完了の確認は、当該融資機関がこれに当たることとし、必要に応じて市町村等機関の立会いを求めるものとする

（利子補給金の請求及び交付）

第14 利子補給の承認決定を受けた融資機関は、県が別に定める期日までに、別記第10号様式による漁業近代化資金利子補給金計算明細書（以下「計算明細書」という。）を正副各1部を作成し、副1部を控えとして漁連を経由（金庫直貸の共同利用以外を除く。）して知事に提出しなければならない。

2) 知事は、前項の計算明細書が正当と認められたときは、別記第11号様式の漁業近代化資金交付決定及び確定通知書により融資機関に通知するものとする。

なお、この計算明細書の提出をもって、実績報告書の提出があったものとみなす。

第15 融資機関は、前号による交付決定通知を受けたときは、直ちに別記第12号様式による漁業近代化資金利子補給金請求書（以下「請求書」という。）を作成し、知事に請求するものとする。

第16 融資機関が単協である場合は、前号の請求及び受領に関する事項を金庫に委任することができる。この場合は、請求書及び受領に関する金庫の熊本支店長あての別記第13号様式による委任状をそえて、知事に提出するものとする。

第17 知事は、請求書の内容を審査のうえ適当と認めたときは、30日以内に漁業近代化

資金利子補給金を交付するものとする。ただし、調査のため特に時日を要するときはこの限りでない。

(利子補給の承認取消し又は返還)

第18 知事は、別に定める利子補給交付要綱第7条に規定する事実を知ったときは、利子補給の承認取消し又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

第19 前号により返還を命ぜられた融資機関は、直ちに当該利子補給金を還付しなければならない。

(申請変更)

第20 借入申込書、利子補給承認申請書等の内容変更を要する場合には、借入者及び融資機関は、既に提出した書類等の記載事項を変更前を赤字、変更後を黒字で記入し、変更の理由を付し、第6の借入手続きに準じて、すみやかに知事に提出しなければならない。

第21 知事は、前号の申請変更を受理したときは、当該変更内容を審査のうえ、その適否を決定するとともに、必要な事項を命ずるものとする。

(承認変更)

第22 貸付条件の変更（1部繰上償還において最終償還から順次充当し、各期償還約定額に変更を生じない場合を除く。）を行おうとするときは、別記第14号様式により利子補給承認変更申請書（以下「変更申請書」という。）を提出し、知事の承認を受けるものとする。

第23 知事は第22の規定により申請書を受理したときは、内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、利子補給変更承認書（別記第15号様式）を交付するとともに第6の（1）、エ）に準じて通知するものとする。

第24 融資機関は、前号の承認に基づき、借用証の変更の事務処理を行い、直ちに別紙様式第14号に準じて知事に報告するとともに関係機関に通知するものとする。

(検査)

第25 知事は、資金の貸付け又はその使途が適正に行われているか、否かについて必要であると認めるときは、当該融資機関に対して所要の報告を行わせ、又は担当職員をして検査を行わせるものとする。

(経理)

第26 この要綱に基づく融資機関等の経理事務については、熊本県漁業近代化資金経理要領の定めるところにより行うものとする。

(附則)

1 この要綱は昭和44年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 一定の地域について自然的経済条件に応じ漁場の利用の適正化と水産資源の保護培養とを一体として推進するため作成された当該地域の漁業の再編整備に関する総合的な計画で平成12年3月31日までに知事の承認を受けたものに即して行われる事業に必要な資金であって、第4の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち農林水産大臣の定めるものに該当するものについての第4の規定の適用については、同表の利率の欄中「年3分1厘」とあるのは「年3分」と「年3分2厘」とあるのは「年3分1厘」とする。

(附則)

(略)

(附則)

この要綱は、平成21年3月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月28日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年4月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年6月10日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年5月27日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年7月29日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年7月21日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年7月29日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年10月2日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年9月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年11月6日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年10月22日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年12月10日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年11月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年12月28日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成21年12月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年1月25日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年1月22日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年5月25日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年5月26日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年8月10日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年7月22日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年8月27日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年8月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年10月4日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年9月21日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年10月29日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年10月25日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年12月1日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年11月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年12月22日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成22年12月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成23年2月28日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成23年2月21日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成23年6月14日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成23年5月27日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成23年9月12日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成23年8月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成23年11月14日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成23年10月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年1月11日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成23年12月19日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年2月7日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成24年1月27日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年5月7日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成24年4月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年5月30日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成24年5月23日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年9月7日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成24年8月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年10月5日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成24年9月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年1月11日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成24年12月19日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年2月5日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成25年1月24日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年3月6日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成25年2月21日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月4日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成25年3月21日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年5月2日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成25年4月18日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年6月24日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成25年5月20日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年5月18日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱の規定は、平成27年4月1日以降に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金に係る融資分から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年7月14日から施行する。

受付年月日	
利子補給承認申請日	

## 漁業近代化資金借入申込書

(融資機関) 長 様

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

下記の通り漁業近代化資金を借りたいので申し込みます。

借入申込金額		資金使途	
最終償還期限	年 月 日	第1回の元金払込期日	年 月 日
償還期限	年 (内据置期間 年)	元利金払込期日	毎年 ( 月 日 )
担 保		保 証 人	
借入希望時期		漁業近代化資金 既往借入金残高	

事業計画	漁業種類	事業種類	施設の内容 (規模、能力、構造等)	事業費	
				項目	金額
		計			

(着工年月日 年 月 日 しゅん工年月日 年 月 日)

資金計画	所要資金	資金調達						備考
		借入金			自己資金		その他 (釣払い等)	
		漁業近代化資金	その他の借入金		現、預金	その他		
			借入先	借入時期	金額			

償還計画	年間償還金	本 件		年間収支予想	漁 業		漁 業 外		償 還 財 源	
		収入 (A)					漁業所得 (1)			
		支出 (B)					(1)のうち、自組合水揚天引額(系統送金を含む)			
		(A-B)					漁業外所得 (2)			
		計					漁業、漁業外支出のうち、減価償却額 (3)			
							家計費・税金 (4)			
				計				(1)+(2)+(3)-(4)		

注 資金計画で、自己資金欄、その他には被代船売却等の予定金額を計上し備考欄に明示すること。

借入申込者の経営概況

( 年 月現在)

家 族				資 産 (所有漁船・不動産)					
氏 名	続 柄	年 令	職 業	種 類	規 模・面 積	価 格	備 考		
	本 人			漁 船	隻 t		漁船 内訳 t		
				漁 施					
				業 用					
				田 畑					
				山 林・原 野					
				宅 地					
				家 屋					
				計 A					
(現預金等)				負債及び年次償還計画					
預 け 先	金 額	借 入 先	金 額	使 途	年	年	年	年	年
現 金		漁 協 借 入 金							
漁 協		(うち、本件分)							
農 協		(うち、 )							
郵 便 局		(うち、 )							
銀 行		漁 協 未 払 金							
		農 協							
漁 協 出 資 金		銀 行							
計 B		そ の 他							
純財産 A+B+C		計 C							

過去1年間の収支実績 ( 年 月 日)						
収 入	品 目・数 量	金 額	備 考	支 出	金 額	備 考
漁 業 収 入				漁 業 支 出		漁業資材 千円
(うち )						雇用労賃 千円
(うち )				農業支出		減価償却 千円
農 業 収 入				その他事業支出		支払利息 千円
そ の 他 収 入				小 計 口		そ の 他 千円
				家 計 費 ハ		
計 イ				差 引 剰 余		
				イ - ロ - ハ		

最近3ヶ年の水揚先別水揚実績

年度	水揚先	漁 協	市 場	そ の 他	計	融 資 機 関 の 意 見
		千円	千円	千円	千円	

添付資料

- |                                  |                  |   |             |
|----------------------------------|------------------|---|-------------|
| 1 事業に関する契約、請負、見積等関係書類 (県まで提出のこと) | } 融資機関で保管し、写しを添付 | 5 最近時点の残高試算表                                  | } (法人の場合添付) |
| 2 保証人財産調査書                       |                  | 6 借入にかかわる役員会議事録 (写)                           |             |
| 3 被代船の漁船原簿謄本                     |                  | 7 別記第1号様式-2中、5及び6(2)                          |             |
| 4 過去3ヶ年の事業報告書 (法人の場合添付)          |                  | 8 魚類養殖に伴う施設取得については別紙様式第1号-4<br>中4(2)及び4(3)を添付 |             |

受付年月日	
利子補給承認申請日	

## 漁業近代化資金借入申込書

(融資機関)長 様

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

下記の通り漁業近代化資金を借り入れたいので申し込みます。

借入申込金額		資金用途	
最終償還期限	年 月 日	第1回の元金払込期日	年 月 日
償還期限	年(内据置期間 年)	元金払込期日	毎年( 月 日)
担 保		保 証 人	
借入希望時期		漁業近代化資金 既往借入金残高	

### 1 借入申込者の経歴、現況及び事業の必要性

借入申込者の経歴、現況	事業の必要性
-------------	--------

### 2 資金計画

所 要 資 金	資 金 調 達								
	借 入 金			自 己 資 金					
	漁業近代化資金	その他の借入金		現・預金	資産換金	増 資	約 払	稼 働 益	そ の 他
借入先		借入時期	金 額						
自己資金の具体的調達方法(現・預金を除く。)									

3 事業計画

(漁業建造許可 年 月 日付け第 号)

船名	丸(木・鋼) ( トン) ( 馬力) 建・改・取得		
漁業種類	(主)	(従)	
区分	規模、能力、内容及び数量	金額	製作所・購入先
船殼	長 × 巾 × 深	円	
備装			
主機関	(呼 称) 馬力 台		
補機関	( " ) " "		
冷凍装置	(能 力) 合計 冷凍トン		
無線機			
魚群探知機			
方向探知機			
ジャイロコンパス			
ローラー			
レーダー	(ブラウン管) 吋 (到達理)		
ファクシミリ			
造水機			
救命具			
オートリール			
油圧装置			
パワーブロック			
合計			
着工予定	年 日	しゅん工 年 月	換業開始 年 月
被代船の用途 ・売却(売却先・予定価格) ) その他 ・転用(漁業種類) ) ( )			
漁業許可関係事項 ・現有トン数( ) + 補充トン数( ) + 漁船設備基準増加トン数( ) = 建造トン数( ) ・補充方法			

(記入例) 漁船用機器の能力については、下記記入例のように記入ねがいます。

・無線機	.....	電信電話主250W 補100W 1台 電話27MCSSB 10W 1台	救命具	.....	拡張式筏 25人用 1台 " 13人用 1台 胴衣(回型) 40コ 浮環 4コ ラジオバイ 1コ
・魚群探知機	.....	深海用(1,000m) 可視式 1台 記録式 1台			
・レーダー	.....	12吋 40漉			
・ジャイロコンパス	.....	レピーター 3コ付			
・油圧装置	.....	ウインチ(捲込重荷) 5T×(捲込速度) 50m 2台 捲揚ドラム 10T×100m 1台 ワイヤール 5T× 20m 2台			
・サイドボーラー	.....	舵側取付サイドボーラーの長さ 8m (油圧関係は、油圧装置に記入する)			

4 借 還 計 画

(1) 年度別償還金

資金使途	借入先	借入金現在残高	利率	償還期間				年度別償還金				
				始期		終期		年	年	年	年	年
		千円		年	月	年	月	千円	千円	千円	千円	千円
(今回申込分) 〇〇丸												
合 計 (A)												

(2) 償還財源

内 訳	千円	千円	千円	千円	千円
純 利 益 減 価 償 却 費 ( そ の 他 )					
償 還 財 源					
合 計 (B)					
差 引 余 裕 (A-B)					

5 年間収支予想

		合計	漁船別内訳					
漁業部門	収入	水揚高	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		合計(A)						
	支出	水揚手数料	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		燃料費						
		漁具費						
		食料費						
		餌料費						
		水代						
		函代						
		修理代						
		消耗品費						
		乗組員給与						
		乗組員保険料						
		漁船保険料						
営業費								
公租公課								
減価償却費								
その他								
	合計(B)							
	差引損益(A-B=C)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
漁業以外の事業	合計		( )	( )	( )	( )	( )	
	収入	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	支出 (うち※減価償却)							
	差引損益(D)							
営業外の収支	営業外収入	千円	(備考欄)					
	営業外支出 (うち借入金利息)							
	差引営業外損益(E)							
	経常損益(C+D+E)	千円						

注 養殖資金借入にかかわる場合は項目を適宜補正し使用すること。

6 申込者の経営概況

(1) 財産状況

年 月 日現在

資 産 の 部		負 担 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産		流動負債	
現、預金		短期借入金	
売掛、未収金		買掛、未払金	
その他		その他	
固定資産		固定負担	
船舶隻トン		長期借入金	
宅地		釣払	
建物(建坪)			
山林		小計	
畑			
その他		合計	
合 計		差引純財産	

(2) 過去3ヶ年の収支実績

年度 ( 月～ 月)

		合 計	漁 船 別 内 訳				
漁業部門	収入	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	合計 ( A )						
支 出	水揚手数料	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	燃料費						
	漁具費						
	食料費						
	餌料費						
	水代						
	函代						
	修理代						
	消耗品費						
	乗組員給与						
	乗組員保険料						
	漁船保険料						
	営業費						
	公租公課						
	※ 減価償却費						
その他							
	合計 ( B )						
差引損益 ( A - B = C )		千円	千円	千円	千円	千円	千円
漁業以外の事業	合 計		( )	( )	( )		
	収入	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	支出 (うち※減価償却) 差引損益 ( D )						
営業外の収支	営業外収入	千円	※ (漁業部門) (漁業以外の事業)				
	営業外支出 (うち借入金利息) 差引営業外損益 ( E )		減価償却の方法 法定減価償却範囲額 減価償却過不足額				
経常損益 ( C + D + E )		千円					

添付資料

1 事業に対する契約、請負、見積等関係書類

2 保証人財産調査

3 被代船の漁船原簿謄本

融資期間で保管し、写しを添付

4 過去3カ年の事業報告

5 最近時点の残高試算表

6 借入に対する役員会の議事録写し

(法人の場合添付)

受付年月日	
利子補給承認申請日	

## 漁業近代化資金借入申込書

(融資機関)長

様

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

下記の通り漁業近代化資金を借りたいので申し込みます。

借入申込金額		資 金 使 途	
最終償還期限	年 月 日	第1回の元金払込期日	年 月 日
償 還 期 限	年 (据置期間 年)	元利金払込期日	毎年 ( 月 日 )
担 保		保 証 人	
借入希望時期		漁業近代化資金 既往借入金残高	

### 1 事業計画の基礎

#### 1. 本事業の必要性

#### 2. 本施設完成後の運営計画



3 事業効果及び収支予想書

1 対象施設に係る生産販売の状況

区分	年次別	生産				販売				生産				販売				販売金額合計
		品目		数量		単価		金額		品目		数量		単価		金額		
		生産	販売	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額			
実績	年度				千円				千円								千円	千円
	年度																	
	年度																	
	計																	
	3か年平均 $\frac{1}{3}$																	
予想	年度																	
	年度																	
	年度																	

注 数量は、単位を明示して、標準単位を用いること。

2 当該施設に係る年度収支の実績及び予想

区分	実績 (年度)		予想 (年度)		
	金額	算出基礎	金額	算出基礎	
収入					
	計				
支出					
	計				
差引振替					

項目	新規増資額			達成後の総出資額	備考
	一般増資額	本事業に対する増資額	計		
年月現在					

- 注 1 「一般増資額」欄には、財務処理基準令または再建整備計画によるものにつき記入すること。  
 2 「本事業に対する増資額」欄には、本借入金及び、本事業に関連ある既借入金の償還財源または、固定資産の増加に伴う増資計画を記入すること。  
 3 「備考」欄には実際増資を行う時期、増資の財源、方法等につき、具体的に記入すること。

4 借入申込者の概況

組 合 の 概 況				
組 員 数	※うち常時従事者数( 名)			沿革 (設立・合併年月日・合併前名称)
役 員 数	理 事 名			
職 員 数	名			
払 済 出 資 金	※うち常時従事者の出資金( 千円 千円)			
漁業近代化資金借入金残高明細				その他 (欠損金ある場合は発生理由並びに年度別補てん計画)
借 入 年 月 日	借 入 金 額	資 金 使 途	借 入 金 残 高 ( 年 月 末)	
合 計				

注 ※は、漁業生産組合のみ記入のこと。

組 合 員 の 漁 業 形 態					
漁 船 規 模	組 合 員 数	隻 数	主 な 漁 業 種 類	年 間 漁 獲 金 額	う ち 本 組 合 取 扱 金 額
無 動 力					
0～ 3トン未満					
3～ 5					
5～ 10					
10～ 20					
20～ 50					
50～100					
100～200					
200～					
定 置					
養 殖					
そ の 他 ( )					
合 計					

5 最近3ヶ年の組合地区内水揚販売実績

	水 揚	数値	金額	数値	金額	数値	金額
		トﾝ	千円	トﾝ	千円	トﾝ	千円
	うち本組合取扱高						
	水 揚						
	うち本組合取扱高						
	水 揚						
	うち本組合取扱高						
	水 揚						
	うち本組合取扱高						
	水 揚						
	うち本組合取扱高						
その他	水 揚						
	うち本組合取扱高						
合 計	水 揚						
	うち本組合取扱高						

※ 添付資料

- 1 事業に関する契約、請負、見積等関係書類
- 2 過去3ヶ年の事業報告
- 3 最近時点の残高試算表
- 4 借入に関する理事会の議事録
- 5 被代船の漁船の原簿（写し）
- 6 魚類養殖に伴う施設の取得については、別記第1号様式-4中、4(2)及び4(3)を添付

受付年月日	
利子補給承認申請日	

### 漁業近代化資金借入申込書

(融資機関)長 様

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

下記のとおり漁業近代化資金を借りたいので申し込みます。

借入申込金額		資金用途	
最終償還期限	年 月 日	第1回の元金払込期日	年 月 日
償還期限	年(内据置期間 年)	元利金払込期日	毎年( 月 日)
担 保		保 証 人	
借入希望時期		漁業近代化資金 既往借入金残高	

1 事業計画	指定水産動植物の種類	育成期間	当該施設の面積又は規模	事業費	
				項 目	金 額
	計				
	従業者数	家族	常時雇用 人	臨時雇用 人	計 人

注 従業者数は1年を365日で換算すること

2 資金計画	区分	調 達 済		未 調 達		計	1年分償却額
		金 額	借入(手当)年月日	金 額	予定年月日		
	自己資金						
	漁業近代化資金						
	計						

3 償還計画	年間収支予想	所得	漁 業	漁 業 外	償還財源	漁 業 所 得 (1)	
			収入 (A)	支出 (B)		(1)のうち自組合水揚天引額(系統送金を含む)	漁 業 外 所 得 (2)
		(A) - (B)				支出(B)のうち減価償却額 (3)	
		計				家 計 費 (4)	
						(1) + (2) + (3) - (4)	

注 2資金計画中空欄には他の借入金、釣払等を記入すること。この場合育成に直接的でないもの(施設資金等)は計欄のみとなる。

4 育成費

(1) 指定水産動植物の種苗購入・育成計画

全種苗費	種苗費の内容	購入年月日	数量	金額	うち近代化資金	備考
	育成費の内容	購入又は支払年月日	数量	金額	うち近代化資金	備考
全育成費						
生産物の販売計画		販売年月日	数量	当該種苗購入年月日	備考	

注 1 全育成期間について具体的に記入すること(例えばうなぎ2年間、たいや4年間等)。年度当初より記入すること。

2 備考欄には全種苗、全育成にたつては購入済、今回分、今後分を、販売計画にあつては歩留販売単価を記入すること。



(3) 収支実績及び計画

項 目		実 績		計 画			
		年度	年度	年度	年度	年度	
期 首							
	棚卸計①						
収 入	売						
	上						
	その他の収入						
	収入計②						
支 出	種 苗						
	餌	生餌					
	料	配合飼料					
		小計					
	管 理 費	労務費					
		薬剤費					
		資材費					
		支払利息					
		支払手数料					
		減価償却費					
その他費用							
	小計						
	設備費						
	支出計③						
期末棚卸高④							
① + ③ - ④ = ⑤							
事業純利益② - ⑤ = ⑥							
養殖事業外収入⑦	漁業						
	漁業外						
養殖事業外支出⑧	漁業						
	漁業外						
家計費⑨							
年間余剰⑥ + ⑦ - ⑧ - ⑨							
年魚別1尾当り 棚卸価格							

注 1 期首棚卸には年魚別に計上すること。

2 種苗、餌料については庭先渡価格とし、自給分については( ) で再掲すること。

3 労務費中自家労賃の支出分は、1同様再掲すること。

## (4) 月別給餌等計画

(単位:千円)

種別 月別	種 苗 費				餌 料 費				労 務 費			保 健 費		合 計	備 考
	種類	数 量 ( )	単 価 (円)	金 額	種類	数 量 ( )	単 価 (円)	金 額	延人員	単 価 (円)	金 額	種類	金 額		
月															
月															
月															
月															
月															
月															
月															
月															
月															
月															
月															
計															

- 注 1 当該年度計画について記入すること。  
 2 数量欄の( )には数量単位を記入すること。  
 3 保健費は薬剤代とする。

5 借入申込者の経営概況

(単位:千円)

資 産 (漁業施設及び不動産等)				家 族 等					
種 類	規模、面積	価 格	備 考	家族(法人にあたる ては役員) 常人は職員 にあたる 法て	氏 名	続柄	年令	職 業	
漁 船	隻、t、PP								
漁業施設	池又はいけす		m <sup>2</sup> 又は台						
	餌料倉庫、冷凍庫等								
	そ の 他								
宅 地									
田 畑									
山 林・原 野									
家 屋									
そ の 他 資 産									
計 (C)				計	人				

資 産 (現、預金等)		負 債 (借入金及び年次償還計画)							
預 け 先 等	金 額			金 額	使 途	年	年	年	年
現 金		漁	近資 代 化金	今 回 分					
漁 協			既借入分						
農 協		協	公庫資金						
郵 便 局			その他借入金						
銀 行									
有 価 証 券									
そ の 他									
漁協出資金									
計 (D)									
(C) + (D) - (E)									

過去1カ年間の収支実績( 年 月 ~ 年 月 )									
		品目	数量	金 額	備 考	支 出		金 額	備 考
漁収 業入	養 殖					漁支	育 成 費		
	養殖以外					業出	養殖以外		
農 業 収 入						農 業 支 出			
賃 金 収 入						そ の 他			
そ の 他						計 (イ)			
計 (ア)						家 計 費 (ウ)			
						(ア) - (イ) - (ウ)			

- (注) 1. 事業に関する契約、見積書等関係書類 } 写を添付  
 2. 保証人財産証明書 }  
 3. 定款(漁業協同組合を除く。)  
 4. 最近年次の事業報告書 } 法人の場合添付  
 5. 最近の残高試算表 }  
 6. 借入に係る役員会議事録(写) }

融 資 機 関 欄	
施設確認	
池	m <sup>2</sup>
いけす	台
	台
	台
意見	

## 関係機関の意見書

借入者氏名						外	名
住 所	市 郡		町 村			大字	
借入額	¥	円	使途		事業費	¥	円
事業の概要							
事業に対する意見							
関係機関名							年 月 日
職名				氏名			







(期限の利益の喪失)

第3条 債務者若しくは保証人の貴組合に対する諸預け金その他の債権に対し、仮差押の申請があったとき又は租税公課の滞納による差押えのため債権差押通知書が作成されたときには、貴組合から通知催告等がなくてもこの約定による債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済いたします。

2 債務者若しくは保証人(物上保証人を含む。)が次の各号のいずれかに該当した場合、その他債権保全のため必要と認められる場合には、貴組合の請求によってこの約定による債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済いたします。

- ① 借入金を目的以外の用途に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- ② 仮差押え、差押え若しくは競売の申請(前項に該当する場合を除く。)又は破産、再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始若しくは特別清算の申立てがあったとき又は清算にはいったとき。
- ③ 租税公課を滞納して督促状に指定された期日までに完納しなかったとき、又は保全差押を受けたとき。
- ④ 支払を停止したとき。
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- ⑥ 貴組合に対する債務の一つでも期限に弁済しなかったとき。
- ⑦ 貴組合との一切の取引約定の一に違反したとき。

(差引計算)

第4条 期限の到来又は前条によって、貴組合に対する債務を履行しなければならない場合には、債務者又は保証人の貴組合に対する債務と債務者又は保証人の諸預け金その他の債権とを、期限のいかんにかかわらず、いつでも貴組合は相殺することができます。

- 2 前項の相殺ができる場合には、貴組合は事前の通知及び所定の手続を省略し、債務者又は保証人にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。
- 3 前2項によって差引計算する場合、債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を計画実行の日までとし、利率は貴組合の定めによります。

(販売代金の代理受領)

第5条 貴組合の要求がある場合は、いつでもこの約定に基づく債務の全額を限度として貴組合を代理受領人と定め、債務者の受けとるべき水産物販売代金及び漁業共済金の受領に関する一切の権限を委任します。

- 2 債務者は貴組合が代理受領した水産物販売代金及び漁業共済金のうちから貴組合の請求に従い、償還金(利息及び遅延損害金を含む)に充当することを承諾します。

(担保)

第6条 債権保全のため必要と認められるときは、請求によって、直ちに貴組合の承認する担保若しくは増担保を差し入れ、又は保証人を追加いたします。

2 この約定による債務を履行しなかった場合には、貴組合の占有している債務者の動産、手形その他の有価証券は、貴組合において取立て又は処分することができるものといたします。

3 この約定による債務を履行しなかった場合には、貴組合は担保を一般に相当と認められる時期、価格等をもって債務の全部又は一部の代物弁済として完全に所有権を取得し又は一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分したうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この約定による債務の弁済に充当することができます。残債務がある場合には債務者は直ちに弁済いたします。

(弁済等の充当順序)

第7条 弁済又は第3条の差引計算の場合、債務全額を消滅させるに足りないときは、貴組合が相当と認められる順序及び方法により充当することができます。

(危険負担等)

第8条 債務者が貴組合に差し入れた証書が事変・災害等やむを得ない事情によって紛失し、滅失し、又は損傷した場合には、貴組合の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を弁済いたします。貴組合から請求があれば直ちに代わり証書を差し入れます。この場合に生じた損害については、貴組合になんらの請求をいたしません。

2 債務者の差し入れた担保について、前項のやむを得ない事情によって損害が生じた場合にも、貴組合になんらの請求をいたしません。

3 債務者若しくは保証人に対する権利の行使若しくは保全又は担保の取立て若しくは処分に要した費用及び債務者の権利を保全するため貴組合の協力を依頼した場合に要した費用は、債務者又は保証人が負担いたします。

(報告及び調査)

第9条 債務者又は保証人の財産、経営及び業況について貴組合から請求があったときは、直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供いたします。

2 債務者又は保証人の住所、名称又は代表者並びに財産、経営及び業況について重大な変化が生じたとき、又は生ずるおそれのあるときは、貴組合から請求がなくても直ちに報告いたします。

(保証)

第10条 保証人は、債務者がこの約定によって負担する一切の債務について、この約定を承認のうえ、債務者と連帯して債務履行の責めを負い、貴組合の都合によって担保若しくは他の保証を変更、解除されても異議はありません。

2 保証人は、前項の保証債務を履行した場合、代位によって貴組合から取得した権利を債務者と貴組合との取引継続中は、貴組合の同意がなければ行使いたしません。もし、貴組合の請求があれば、その権利又は順位を貴組合に無償で譲渡いたします。

(公正証書の作成義務)

第11条 債務者及び保証人は、貴組合の請求があるときは、直ちにこの約定による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するため、必要な手続をいたします。このために要した費用は、債務者又は保証人が負担いたします。

(管轄裁判所)

第12条 債務者及び保証人は、本約定に係る一切の訴訟については、貴組合の指定により貴組合の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることを承諾いたします。

(費用の負担)

第13条 債務者は、第7条及び第10条に規定するほか、証書の作成、登記その他本契約に係る一切の費用を負担します。

年 月 日

(融資機関) 長

様

住 所  
債 務 者

印

住 所

連帯保証人

印

住 所

連帯保証人

印

住 所

連帯保証人

印

住 所

連帯保証人

印



# 漁業近代化資金事業完了届

年 月 日

(融資機関)長

様

市

町

大字

番地

郡

村

氏名

年 月 日付け第

号をもって貸付決定を受けた漁業近代化資金に

係る事業を下記のとおり完了したので報告します。

記

資金の種類					事業完了 年 月 日		
漁業種類	事業種類 (施設名)	規模	員数	事業費	近代化資金 借入額	備考	
計							
面							
実							
績							



漁業近代化資金による事業完了延期願

年 月 日

熊本県知事

様

(関係融資機関経由)

住所 市 町 番地  
郡 村  
氏名

年 月 日付け漁政第 号により利子補給決定を受けた漁業近代化資金  
(資金の種類 )に係る事業については、下記の理由により期限までに完  
了しないので、年 月 日まで期間延期方をお願いします。

記

1 借入年月日

(承認番号 ) 年 月 日

2 漁業近代化資金事務取扱要綱に基づく事業完了期限

当初 年 月 日 変更後 年 月 日

3 延期の理由

(注) 融資機関は、当該事業完了延期願の写しをとって控えとし、融資機関の意見を別添文書として作成し原本と併せて報告する。



団支第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

年度 期漁業近代化資金利子補給金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のありました令和 年度 期漁業近代化資金利子補給金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定によりその額を確定しましたので、同規則第6条及び第14条の規定により通知します。

記

交付確定額 円

交付決定額 円

( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

年度 期漁業近代化資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け団支第 号で交付決定及び確定の通知があった漁業近代化資金利子補給金について、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

振込先口座

金融機関名

本支店名

口座番号

(フリガナ)

口座名義人

年 月 日

住 所

融資機関名

代表者氏名

印

熊本県知事

様

委 任 状

年 月 日付けで熊本県との間に締結した漁業近代化資金事務取扱要綱第16の規定に基づく利子補給金の請求及び受領に関する一切の権限を、農林中央金庫熊本支店長に委任しました。

年 月 日

住 所

融資機関名

代表者氏名

印

熊本県知事

様

漁業近代化資金利子補給承認変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関名  
代表者氏名

年 月 日付けで利子補給承認のあった次の者について、下記により貸付条件の変更をしたいので申請します。

記

貸付先(氏名)		資金の用途	第 号資金
承認年月	年 月	当初貸付金額	円
承認番号	号	現在貸付残高	円
貸付実行年月日	年 月 日		

1 変更理由

2 変更内容

変更項目	変更内容	
	変更前	変更後

注) 償還期限、据置期間の変更の場合は、償還計画表を添付すること。

漁業近代化資金利子補給承認変更承認書

年 月 日

様

熊本県知事

年 月 日付けで申請のあった利子補給に係る変更については、下記のとおり承認します。

記

- 1 貸付先（氏名）  
承認年月  
承認番号

2 承認内容

変更項目	変更内容	
	既承認事項	変更承認事項